

汪精衛政権下、総動員体制の構築と民衆

堀井 弘一郎

日本大学大学院総合社会情報研究科

The General Public Mobilization System under the Wang Jingwei Regime: Formation and Popular Participation

HORII Koichiro

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

After the Wang Jingwei Regime came into power in March 1940, the social affairs ministry, followed by the Social Movements' Leadership Committee and then the social welfare ministry became responsible for public guidance. Leadership was ineffective and institutions were bureaucratic. This also applied to public mobilization organizations, which became multilayered and complex. Although the public could be mobilized for various war purposes such as labour and contributing metal material, it was mainly students and public servants who participated. Public sentiment was unsympathetic to the war mobilization system, including the New Citizens Movement. From early 1943, despite Japan's new conciliatory policies toward the Wang Jingwei Regime, the Regime continued to be out of favour with the public. One reason was that its power did not extend to the grass-roots "baojia" system.

1.はじめに

1940年3月末、対日協力政権として南京に汪精衛政権が樹立された。この汪政権の下で、民衆を教化し動員するためのさまざまな施策が行われた。とりわけ日本の「対華新政策」発動後は、「長期戦」、「総力戦」が一段と声高に叫ばれ、民衆総動員体制構築が企図されていた。本稿では、汪政権下の民衆総動員体制構築の状況を整理しつつ、その下におかれた民衆の動向に焦点をあてる。そのことによって、汪政権の民衆動員工作の内実を検証し、日本の占領政策の一端を明らかにしようとするものである。

汪精衛研究は、1980年代以降、政権樹立過程や経済政策、清郷工作を中心に、土屋光芳、古厩忠夫、戸部良一、劉傑、小林英夫、高橋久志、三好章、小林元裕（敬称を略す。以下同じ）らによって、相当の蓄積がなされてきた。近年では、柴田哲雄、曾支農、小笠原強などによって汪政権の組織や内政の実

態、民衆動員などについての研究も深まった¹。中国では、革命史観のフィルターを通さずに、汪や汪政権の実像をとらえようとする研究はまだ少ないが、それでも余子道他編『汪偽政権全史』（上海人民出版社、2006年）は、汪政権の歴史的経緯、思想統制、経済施策など、その全体像を実証的に明らかにしようとしている。台湾の王克文『汪精衛・国民党・南京政権』（国史館、2001年）も、汪政権を「偽政権」と捉える見方から距離をおいて客観的に理解しようとする姿勢を示して注目された。档案の公開や資料集の出版が相次いで行われ、実証的研究の条件が整いつつあることとも相まって、汪政権を「協力と衝突」の枠組みの中で理解しようとする試みが示されるようになった。こうした内外の研究蓄積によって、「傀儡政権」、「偽政権」と論断する史観から離れて、汪政権に対して客観的に評価する土台ができてきた。

汪政権の統治の実態に関する諸問題のうち、民衆の教化動員工作については、柴田哲雄の一連の研究

(注1参照)がある。柴田は、汪政権が民衆の教化動員工作としてすすめた新国民運動と、先行した東亜連盟運動との関係、対華新政策との関連、それに新国民運動の支柱としての青年・学校教育などについて、精緻な検討を加えてきた。それによって、新国民運動についてはその輪郭が明らかにされた。筆者も、柴田の研究に刺激されつつ、「汪精衛政権下の民衆動員工作—『新国民運動』の展開—」(『中国研究月報』2008年5月号)の中で、新国民運動の経緯、日本の対中政策や対米開戦との関連、日本側の運動への関与、運動の組織的実態などについて論じた。

しかし、汪政権の総動員体制構築の経緯や内実について、その全体像を論じた専論は管見の限りほとんどない。民心を把握し、民衆動員体制を構築することは総力戦を遂行していく上で、日本にとっても汪政権にとっても、喫緊且つ最重要施策であったにもかかわらずである。汪政権はいかにその課題に応えようとしたのか、それに対して民衆はどう反応し民心はどこにあったのかなどの点については、これまでの研究ではほとんど解明されていない。

そうした研究状況をふまえ、本稿は、汪政権下の戦時総動員体制について、主として政治的側面からその内実を考察する。その際、以下の3点の課題に主眼をおく。第1に、汪政権内では、どのように民衆動員の指導機関を起ちあげていったのかを明らかにする。社会部、社会運動指導委員会、社会福利部、さらには新国民運動促進委員会と、短期間のうちに指導組織が変遷、多立した経緯や背景を検討する。第2に、戦時下で構築された民衆動員体制の具体的な状況を解明する。勤労働員、宣誓署名、金属供出、献機運動、国民服制定などの民衆動員諸工作の実態を明らかにすることによって、汪政権の権力基盤や権力の浸透度が考察されよう。重慶側との比較、また朝鮮や台湾との比較も視野に入れる。第3に、総動員体制に対する民衆の反応や民意について考察する。民衆はこうした総動員体制をどう受けとめたのか、また、その民衆の反応の背景には政権側にどのような問題状況があったのかを明らかにしたい。

第1節 指導機関の転変と組織の重層化

(1) 社会部と社会運動指導委員会

1940年3月末、汪精衛政権樹立時に、民心がこの政権には向いていないことは日本の外務省にもすでに明らかであった。劉傑が指摘していることだが²、外務省東亜局長堀内干城は、汪政権樹立時、講演の中で、汪政権の「新政府の育成に一番欠けて居るものは……それは四億民衆から支持されるという点、即ち民心を把握するという点」と明確に指摘していた。その原因については、「排日抗日の思想」なども挙げつつ、「一番主要な原因は……経済機構の破壊、民衆の生活苦、及び総ての商売が出来ないというような所」と述べている。民心獲得についての堀内の判断には大きな誤りはないだろう。そのおよそ2年後の43年2月、上海の邦字紙『大陸新報』は汪政権の民衆動員政策について、こう報じている。「新国民運動を通じ、党部活動を通じ、東亜聯盟を通じ、社会福利部を通じ、新民会を通じといった具合にそれぞれの角度から民衆獲得の戦いが参戦後の新しい情勢を背景として着々すすめられている」と³。汪政権は、これら諸組織の多用なチャンネルをとおして、民衆動員体制を構築しようとした。本節でははじめに、汪政権内における民衆指導機関の形成とその推移について、その具体的な状況をみていきたい。

汪政権下の民衆動員体制の構築は当初、行政院内の社会部がその任にあたった。もともとこの社会部は国民党中央社会部を継承したもので、汪政権樹立にあたり行政院内の部(日本の省にあたる)として設けられた。蔣介石国民党の特務工作組織C・C団の頭目であった丁黙邨がその部長に就いた。「社会部施政要綱」によれば、同部の使命は民衆団体の指導監督、組織訓練、社会政策の施行、社会事業の推進とされていた⁴。

社会部に直属する機関として社会運動指導委員会(以下、当時の略称にならって社運と略称する)があった。この社運は、たとえば40年6月に中華民国維新政府以来の「大民会」が、汪政権の下で「中国大民会」と改組された際も、理事会・監事会などすべての人選を指図したり⁵、上海の農業、工業、文化、教育、婦人、慈善、公益などの600余の民間諸団体を統合整理したり⁶するなど、もともと民衆団体統制の権限を行使していた。

(2) 社会運動指導委員会の独立と停滞

1941年8月15日の中央政治委員会第58回会議は、行政機構改革及び人事調整案を採択し、社会部を廃止し社運を独立させることとし、委員長には周仏海が就任した⁷。この第1次改組は、その時点での汪政府の行政機構が社会部、警政部の増設などによって14部4委員会制という壮大な組織となっていたため、機構の簡素化を計ったものであった。社運は周財政部長が委員長兼任となったが、丁は常務委員の職に就いて事実上会務をしきった。今回の改組で、社運は廃止された社会部の所属から行政院直属にいわば格上げされ、民衆動員工作の中心的指導機関となった。周委員長の下、丁交通部長、梅思平実業部長、李聖五教育部長ら3人が常務委員に、李士羣など9人が委員に、周学昌が秘書長にそれぞれ任命されたが、いずれも社会運動に関係のある各省庁の長官であり、汪政権の同委員会への力の入れ様が伺われる⁸。後の42年初頭から発動される新国民運動との関連で言えば、「新国民運動推行暫行辦法」の中で、「五、各人民団体ハ新国民運動推行進度表ヲ毎月各省市社会運動指導委員会ニ報告シ又各省市社会運動指導委員会ハ毎月中央社会運動指導委員会ニ報告シ審査ヲ仰クヘシ」⁹とされて、新国民運動の指導にも関わることとなった。

41年11月26日、社運の組織法が公布され、内部が6処と農工福利委員会とに分けられた。6処は「農、漁、工、商、文化、教育、青年、婦女、慈善、同郷、幫会、特殊等の人民団体の組織訓練指導」を担当し、農工福利委員会は「全国農工の福利及び労資の仲裁、労資協調等の事務」を担当した¹⁰。地方においても社運分会の組織化が図られ、たとえば杭州市では社運杭州市分会の下に各界の団体250余が組織され、和平運動、新国民運動、東亜連盟運動などが取り組まれたという¹¹。

しかし、社運の活動は42年ころには停滞した。地方分会の中でももっとも活発に活動しているのは上海分会とされたが、その上海分会も42年末頃には「甚だ振るわない」状況になってきたと『大陸新報』はいう¹²。同紙はその原因として、この社運の「組織が政府の行政機関として存在している点にあり、自らの官僚主義のために動脈硬化症に入ってしまった

た」と指摘し、対策として「行政機関的存在であることを清算し、むしろ国民党活動の一翼としての自己本来の役割を自覚する事が必要……つまり社運を政府の手かから党部に戻す」ことを提唱している。それは、国民政府内では「宗派主義的偏見にたたられ『出る釘は打たれる』の譬えのようなトラブルを絶えず起して各方面からしばしば問題視されている」からであり、また、「下級官吏はかなり窮屈な生活を余儀なくされている」ので「どうしても官吏が自己の職権を濫用して私生活の困難を切り抜けようと」するため、「官吏の素質低下とか、和平政治運動に対する熱意の冷却などは不可避」となるからであると、その背景を分析している。社運自体がまさに官僚主義的「動脈硬化症」や腐敗、足を引っ張りあう宗派主義に陥っていったと、邦字紙にもみられていた。

(3) 社会福利部の設立

1943年1月13日、政府機構の第3次改組が実施された。それによって社運は廃止され、振務委員会と統合されて社会福利部に改組された。部長には丁が就いた。『大陸新報』紙はこう指摘する。「国民政府の民衆運動組織は……街頭宣伝的な呼びかけが多く、地味な、然し最も大切な、民衆の組織的方面にはそれほど深い関心をもっているとは思えない、或る点では参戦前に比して一層消極的になったとさえ見受けられる」、社運は「一つの行きづまりがあった……、遅かれ早かれ根本的な出直しは不可避の形勢にあった」と¹³。しかし同紙は、社運が「よかれ悪しかれ国民政府と民衆とを結びつける紐帯で……党部や東亜聯盟が弱体であった関係から南京では殆ど唯一の民衆組織体だったことで、これが愈よ純然たる行政機関となってしまつては、今後の民衆組織運動をどこに期待すべきか」とも述べ、社会福利部に改組されることへの懸念を表明していた。こうして、「純然たる行政機関」である社会福利部が、社運の後を継いで民衆運動の指導にあたることとなった。

行政機構の改組が行われた1年余の後の44年3月、『大陸新報』紙は、政府内外の民衆動員組織に対して、さらに手厳しい批判を加えた。「現在行政機関のほかに、各種の官でもなく民でもなく、また官でもあり民でもあるといった種類の組織がある。例え

ば、各級新国民運動促進会、東亜聯盟の総会や分会があるが、その他にも、全国経済委員会、……憲政実施委員会がある。それ等は凡て……民衆を指導する性質のものではあるが、事實は具体的工作など殆ど持たず、實際効果に至っては論ずべき何物もない。」と¹⁴。同紙は同年4月にも、こう批判している。「同種同系統の運動や組織が多数に存在するため却って活動の効果を減殺している憂いなしとしない。国民党部主催の活動の外に新国民運動促進委員会、東亜聯盟、国民義務労働団或いは青年工読団いずれも独自の組織を以て活動するだけの存在理由を有するのであろうか。現実には、いずれも似通った活動を展開するため人的物質的に甚だしく不経済であるのみならず、相互に牽制しあう結果をさえ生ずる。」と。そして、「その活動が多分に記念日に於る示威遊行的なものに傾いている」し、活路は「社会の生産生活そのものと結びつく方向をとること、日本の学生の勤労奉仕の如きものであるべき」としている¹⁵。

(4) 組織の肥大化・重層化

そもそも汪政権の行政機構は、どのような状態になっていたのだろうか。組織としては当初、蔣介石南京政権時の9部制や、重慶移転後の7部制という国民党政権（『東亜』1941年9号、3頁）よりも壮大な14部4委員会制が作られていた¹⁶。興亜院政務部でも41年6月、「現実の事態に即せざる政府機構の厩大に伴う要求」を汪側に示すための「厩大」化の「例」として、こう綴っていた。「滬杭甬（上海・杭州・南京のこと—引用者）鉄道管理局を設置せんとするが如きは、作戦中その機能發揮が到底実現せられざること明白なるにも拘らず、鉄道部等の厩大機構を有するが為、仕事を為さんとする必然的欲求に基く事項にして……」¹⁷と。仕事のための組織ではなく、組織のための仕事、組織のための組織という肥大化の構図が浮かんでこよう。『大陸新報』紙は44年5月、行政機関の肥大化是正のための改組の予定に触れてこう言う。「現在国府内部には有名無実、その機能を何等發揮せざる如き機関が相当多数に存在する。……中国官○（1字不明）の宿弊たる繁文縟礼、所謂『議しては決せず、決して行わざる』非能率と形式主義から国府もまた免れているということとはできない。……老朽、無能或いは単なる情実

関係より重要な位置を占める分子を一掃」すべきである、と¹⁸。汪国民政府は、肥大化、「有名無実」化する諸機関、「繁文縟礼」、「非能率と形式主義」、「情実関係」、一言で言えば官僚主義の悪弊に覆われていた。

こうして肥大化し官僚主義化する行政院内部で、民衆動員の指導主体自体が、社会部から社会運動指導委員会、そして社会福利部へと短期間にめまぐるしく転変し、計画性のある一貫した指導など到底望み得なかった。民衆団体としては、当初は維新政府時代以来の大民会、興亜建国運動があり、41年2月には東亜聯盟中国総会が樹立され、さらに42年7月には政府内に新国民運動促進委員会（以下、当時の略称にならって新運會と略す）が樹立される。その間の41年7月以降、清郷委員会もでき、政治清郷、思想清郷が推進される。保甲制整備にも着手され、保甲委員会が作られる。さまざまな組織が行政機構内外に作られ、各種の運動が次々と提起された。

汪政権下の民衆動員組織は、肥大化する行政組織の下、「組織の重層化」ともいえるべき問題状況が生まれていた。民衆にとっては、代わり映えのしないさまざまな組織や運動が、相次いで起ちあげられ、次々とその動員がかけられてくるという状況が現出したこととなる。汪政権は、かえって民心獲得を難しくさせるこうした構造的問題をかかえ、工作は「多分に記念日に於る示威遊行的なもの」に傾き（「示威遊行」とはデモ行進のこと）、民衆動員工作は空転していく。鳴り物入りで始められた東亜連盟運動や新国民運動であったが、東亜聯盟は、日本側からの制動がかかった41年段階で早くも下火になっている。新国民運動も、44年3月頃には事実上終焉していた（前掲拙稿「汪精衛政権下の民衆動員工作—『新国民運動』の展開—」を参照されたい）。

第2節 戦時下の統制と動員

(1) 勤労働員

1943年秋、汪政府は国民義務労働要綱を公布し、老幼病者、妊産婦など特別の事情のある者を除く全国民の義務労働化を図った。43年末、丁黙邨社会福利部長は、救貧、養老、振災などの従来の消極的な

社会福利事業に加えて、この戦時体制に適した積極的な戦時社会政策を重視するという方向を指し示した。具体的には、労働者の保護、農村福利、国民体力・健康の増進、優生指導、社会保険、母性・児童の保護などを挙げたが、義務労働の遂行がその中に含まれていた。丁は言う。「国民義務労働制は日独などの諸国で既に実施され相当な成果を上げている。……目的は、戦時体制にふさわしい強制労働によって、国力の増進、一般国民の勤労慣習の育成、体格の強健化を図り、服務精神と刻苦勉励精神を培うことにある」と¹⁹。いわゆる義務労働制の提唱であった。もっとも、それ以前にも労働を義務づけた法令がないわけではない。漢口ではすでに42年12月に「漢口特別市新国民運動徴工服務弁法」が出され、18歳から45歳までの壮丁は、毎年1日の「徴工服務」の義務を定めていた。毎月8日にある「保衛東亜記念日（即新国民運動服務日）」に実施され、「自衛、築路、水利、造林、衛生、その他各種公共事業」に服務するとされた²⁰。それが実際にどこまで実施されたかは不明であるが、年に1日だけのものではあった。

43年11月には、社会福利部が国民義務労働を推進するため南京に実験区を設定し、国民義務労働要綱を定めて実施に乗り出した。計画では、新運会の各省分会のある省都（南京の他、合肥、杭州）ごとに実験区を作ることとされた。服務の内容は、防空救護・消防、歩哨・諜報・巡察・世帯調査・「匪賊」封鎖、鉄道・道路・橋梁・港湾などの修築、開墾・植林、公共衛生、アヘン・酒・売春・賭の禁止などへの各協力事項とされた。南京では、翌44年2月6日、南京市政府保甲委员会主任委員の楊九鳴を団長として、南京市国民義務労働団が成立した。4月15日から団員による具体的義務労働が始まったが、これには約200人が参加し街頭の大掃除運動をやっただけであった²¹。同年3月、丁は会見で今年度の重点として増産への協力、○（1字不明）潔運動、道路の修復、労働精神の普及を語った²²。上海では翌4月、市内第1区で義務労働として約500人が参加して清潔掃除が行われた。5月にかけて防空壕の修理や衛生清潔週間の実施なども予定された²³。

こうして一般国民の勤労働員が始まったが、あく

まで「実験区」や一部の地区でのことであり、当日はわずか数百人による街頭清掃作業や防空壕修理などということで、これ以後も一般国民を対象とした実効ある勤労働員、とりわけ産業労働への動員ができたとは思えない。また、漢口市の例のように年1日だけのボランティア活動的な形も、実効的な労働動員が行われたとは言いがたいであろう。

では、青年・学生に対してはどうであったのか。42年初め、新国民運動が始動して間もない段階での青年組織訓練計画は、「今後国民をして一定の年齢内に国家に対して一定期間の労働服務を負担せしめんとするものなり」と定めていたが²⁴、ようやく43年9月になって、学校生徒に対する労働服務が具体化してくる。教育部が定めた課外労働服務の実施弁法大綱によれば、各級学校生徒は、週に1回、1～1.5時間の労働服務を行うこととなり、農業実習、道路修築、開墾、河川浚渫などにつくこととなった²⁵。44年2月21日になって、教育部長趙潤豊は学徒を生産増強の陣頭へ動員する新方針を示し、4月の新学期から一斉に展開されることとなった。この頃既に中央大学○（1字不明）学院や、国立職業学校では増産運動への動員が実施されているが、全国小学校の労作運動、中等学校以上の勤労働運動、南京・上海等の都会の学生を勤労働国際に組織して農村に送り出す計画なども進められた²⁶。その後の具体的な状況は不明である。しかし、先述したように学生・青年を主要な対象とした新国民運動は、44年春には事実上収束してしまうので、この青年・学生への勤労働員もほとんど画餅にすぎなかったと推測される。

植民地支配下にあった朝鮮では、39年から「募集」方式、42年以降の「官斡旋」方式を経て段階的に強制性を増し、44年9月以降は国民徴用令の朝鮮人への適用によって、完全な強制動員体制がとられた。また、台湾では、44年3月の「台湾決戦非常措置実施要綱」によって、南方勤労働員確保のために国民徴用制の実施が決められている²⁷。汪政権と朝鮮・台湾とを比べると、民衆を勤労働員する力の差は明らかであろう。汪政権下では結局、街頭清掃や防空壕建設・修理、道路修築、開墾、河川浚渫などが部分的、単発的に行われただけに終わったと思われる。

なお、汪政権の下では、徴兵制は実施されてい

い。その点も、朝鮮で44年から、台湾で45年から徴兵制が実施された状況とは異なっていた。

では、重慶政府の側はどうであったのか。徴用に関しては35年4月、「労働服務団組織大綱」が發布され、各地の軍隊、憲兵、警察、教職員、学生、党・政・軍機関の職員、婦人、社会団体は労働服務団を設立するように求められた。各地の新生活運動促進会が労働服務団を指導するものとされた。同年9月には「冬期徴工服務弁法」を發布し、国民服務運動を発動した²⁸。さらに、35年、徴工服役弁法を制定、保甲内の壮丁を義務徴工として土木工事に使用した。37年7月、軍事徴工法や国民工役法を公布して、駅路や道路建設へ民衆を動員した。38年、五全大会で抗戦建国綱領を制定、「錢ある者は錢を出し、力あるものは力を出す」の標語の下に本格的な民衆の動員に着手した。翌39年3月、「国民精神総動員綱領」、「実施弁法」を發布、9月には県各級組織綱要を制定し、保甲制による農村統治機構の再編成に着手した。奥地の交通運輸については、40年、交通部に駅運総管理部を設け、昔時の駅制を復活させた²⁹。一方、兵役に関しては33年、兵役法を公布、35年、一部修正の上、36年3月より施行に着手した。合法、非合法さまざまな兵役逃れがあったが³⁰、量的には300万人の壮丁を挑発したという。

汪側と重慶側との労務・兵役動員には、その取り組みに大きな力量の差があったといえよう。

(2) 宣誓署名運動

42年2月10日から、南京市で「各機関の全職員、各学校の全教職員、学生、各民衆団体、及びすべての市民が同時に誓いの署名をする」運動が始まり、市の400人の職員が署名活動に動員された³¹。400人は、1班5人ずつに80班に組織され、職場、学校、街頭で署名運動が開始された³²。南京では、1日に朝6時から夕方5時までの署名活動で「二万余人」分集まったという³³。署名の内容は、「最高領袖の指導に最高の誠をもって従い、三民主義に従い、新国民運動を励行し、中国革命を成し遂げ、東亜解放を実現し、全力ですべてを国家に尽くすべく貢献し……もし宣誓に反することがあれば、いかなる制裁をも甘んじて受ける」というものであった³⁴。4月30日頃の南京市の実際の結果で見ると、集まった署

名簿数・人数は、教育局が111冊(20241人)、社会局36冊(6891人)、警察局19冊(3265人)、保安司令部16冊(1674人)となっており、他の各省庁は区公署を除けばほとんど1冊ずつであった³⁵。学生を主要な対象としたと推測される教育局の分が他を凌駕している。やはり学生からは署名を集めやすかったのであろう。警察局、保安司令部なども警察官や軍人、その関係者、家族など署名を集めやすい部局といえよう。以上は南京の例であるが、同年3月12日、全国で宣誓の運動が開始された。柴田哲雄によれば、上海では500万人の署名を予定したが、実際に集まったのは約100万人分であったという³⁶。

42年8月、杭州からは、当地の新国民運動やその宣誓署名活動に関して次のような報告が東郷外相に届けられている。「一般民衆は本運動の何たるかを理解せず 又興味、関心等を有せず 半ば強制的に勧誘に応じ宣誓署名したるものにして其の効果につきては頗る疑わしきものあり 其の理由として直接的には(一)……法幣に対する思惑立たず経済界は混沌し 一般大衆は其等に関心を有する暇なかりしこと (二) 省党部自体が形式的宣伝に終始し熱意を訣きたること……等に基因したるものと認められあり……爾後 各都市にありては学校生徒、郷鎮に於ては保甲を中心とする啓蒙宣伝行なわれ 第二期訓練期間に移行せり」と³⁷。宣誓署名活動は、こうして新国民運動の一環として取り組まれていったが、事実上、学生、公務員、警察官、軍人などを主要な対象としたとみられ、立場上半ば踏み絵的に署名せざるを得なかったケースが多かったといえよう。

(3) 金属供出運動・献機運動

43年6月9日、南京市政府は「献鉄運動委員会」を設立し、廃棄鋼鉄・金属の回収を始めた。周学昌南京市長はラジオ放送の中で、南京市民が日本の当局の要請に従い、積極的に献鉄に参加し政府の戦争経済政策に協力するように求めた³⁸。翌44年4月5日、新運会は、政府が発動した不要金属回収運動に協力するための宣伝指導計画を立てた。そして各分会・支会が責任をもって青少年団各校団部や青年模範団各部隊などを動員し、メディアや行政、党務機関などとも連携して、これを推進することとなった³⁹。これを受けて、上海市では、同年5月2日、保

甲関係者と各聯保長が集まり、金属の供出方法打合せ会が行われ、次のことが決まった。第1に、「各戸必ず1品の金属を供出することを原則とし」、第2に、「鉄に対しては青、銅その他非鉄金属に対しては赤に色分けした供出金属領収書を発行、各戸の供出金属を秤量してこれに記入し、各戸の表口や門に貼らせるが、これで協力ぶりや物吝しみぶりを皆さんに披露し供出を促進させようという」ことであった⁴⁰。保甲制を使って実施されること、「協力ぶり」だけでなく「物吝しみぶり」まで「披露」という強引なやり方であった。

一方、献機運動も行われた。例えば蘇州では、「600万民衆の愛国献機運動」が汪政権下では最初のものとしておこされた。そして、100万円が献金されて「清郷愛国機」が献納されることとなったという⁴¹。

(4) 「国民制服」の決定

42年9月25日、「国民制服條例及図式案」が制定された。そこでは、日常用と礼服用別に、また男女別に上着(中山服)、袴、外套、帽子、靴が規定され、「新国民」としての望ましい服装が指定されることとなった⁴²。国民服については、汪政権系の『中華日報』紙(1942年4月19日)は、「これまでの中国が『藍袍玄褂』が国民服であった。が、時代の流れに合い、且つ国情に適合した服装はやはり中山服としなければならない。国民政府も中山服をもって新国民服とする明文をだす」と報じていた。この国民服は、孫文(孫中山)との連続性を示すには格好の材料だったのかもしれない。新運会の副秘書長の載英夫によれば、新国民服は何かの記念集会などに参加するときに官吏は着用しなければならないとされた。また、青少年服は草緑色で舟形の帽子をかぶることになっており、青年模範団の服はやはり草緑色で、開衿、ネクタイを締め、左肩に赤色の袖章を付けたものであった。新運会秘書長の林柏生が、ヒトラージュントを真似て作ったものだという⁴³。

(5) その他の活動

以上の諸施策の他にも、防空訓練、灯火管制、交通管制、節約運動など、さまざまな統制と動員が行われた。防空訓練、灯火管制については、例えば、42年7月29日、上海陸海軍防空司令部から、上海市民防空指導要綱が告示され、空襲警報、灯火管制、

防空救護などの各規定も定められ、日本人、中国人を問わず動員されることとなった⁴⁴。共同租界内でも、工部局が、保甲自衛団を中心とした防空訓練を開始する運びとなった⁴⁵。

第3節 総動員体制の中の民衆

(1) アジア・太平洋戦争勃発と民衆

前節で、汪政権下での民衆動員の具体的な諸相をみてきたが、民衆はそれに対して、どう反応、対処したのか、本節ではその点を明らかにしていきたい。

在上海大使館の中支警務部から、「新国民運動(第一報)」が本国に届いた。それによると、42年3月から新国民運動の第1期宣伝期間としての1ヶ月間の精力的な宣伝工作が行なわれたが、「これ(新国民運動一引用者)に対して起つべき民衆は馬耳東風の看過し寧ろ白眼視しおるに非らずやの感を深くするものありたり」というような状況であった⁴⁶。この「第一報」はまた、「中国民衆が……大東亜建設の大使命に協和し能うるは極めて疑問」とも報じ、その背景について、民衆は日々の生活と戦災で、「関心を有する暇なかりし」とみていた。同年8月、杭州からは「一般民衆は本運動の何たるかを理解せず」との報告が東郷外相あてに届いたことは先述した。アジア・太平洋戦争勃発後、日本軍が緒戦に勝利していった42年春から夏のこの時期でさえ、民心はしらけていた。

このころの汪政権の状況について、42年、上海の岩井英一副領事は、「国民政府ノ強化ト新国民運動」なる一文を公表した。それは汪政権の実態をよく語っている。岩井はこう綴る。「折角我方に於て苦心して造り上げた南京政府が之程迄に一般から白眼視せられ居る事実をまざまざと見せつけられたことは極めて不幸である」と。そして、汪政権がそうした状況に陥ったことについて、問題の鍵は「国民政府自身の内部に在ったのではあるまいか」と指摘している。それは何よりも、「南京政府の諸公及関係当局」に和平への信念が欠如しており、辞職を口にする者も多いことに示されているし、日米交渉が決裂したため日米開戦間近を案じると、法幣に見切りをつけ米ドルに替える者もいる、と。「大東亜戦争の諸戦に於ける英米の決定的敗北は認めるが長期戦となりた

る場合」は、「反枢軸群の勝利を想像する」者もいる。さらに、「金鎖金時計」や「寶石類をも身に着けて平然たるものが多い」。そして、「この種民衆の痛苦を無視する国民政府関係者の態度こそは……極度に疲弊せる民衆をして政府への協力を躊躇せしむる原因になって居るのではあるまいか」と述べ、官僚の動揺と腐敗が民衆の離反を招いていると指摘している。換言すれば、「自私自利の観念は支那民族性の一大欠点」であり、官僚の民衆への脅迫による蓄財、賭博、横領など「自私自利的機会主義」や「昇官発財の習性」が、「民心把握の大きな障害となった」と言う。加えて、政権内部の分裂対立、党中党の形成、私闘暗闘、汪国民党独裁など、「弊害百出の状況を露呈して」いた、と。日本側軍官民の横暴や搾取、それによるインフレなどが民衆の怨嗟を生じさせていることを棚にあげているのは別としても、「民衆の痛苦を無視する国民政府関係者の態度こそ」が民心の離反を招いているという指摘は、やはり民意を探る最前線にいた者としての実感であったのだろう。政権樹立から2年、汪政権は民心をなお得られずにいた。

(2) 対華新政策の進展と民衆

42年の秋頃から、日本の戦局が暗転してくる中で、「国民政府の政治力強化」を主眼としたいわゆる対華新政策が模索され、43年初めから実行されていった。具体的には、租界の返還、治外法権の撤廃、汪側への権限の委譲などを伴うものであり、民心獲得の上で大きな期待が寄せられた。『大陸新報』は、この新施策によってこれまで南京でもなく重慶でもないと自認する中立分子、とりわけ経済人と知識人を獲得する上で、大いに期待できると社説で語っている。新施策の具体的諸事実によって、経済人はその「非政治的性格を克服」でき、知識人に対しては「批評のための批評を事としてきた」体質を反省させることができるともしている⁴⁷。43年元旦、汪主席は「本年に於ける新国民運動の重点」と題する談話を発表し、新国民運動の精神の真っ先に、大東亜戦争への協力を挙げた。1月9日、「大東亜戦争参加共同宣言」に署名し、「国民政府对英米宣戦布告文」を發した。ここに汪政府は参戦国となり、対華新政策が本格的に実施されていった。この対華新政策の進展と歩調を合わせ新国民運動も本格化する。国民生活

の身近なところでは、すでに42年3月から学生のダンスホールへの出入り禁止や女性教師のパーマネント禁止などの締め付けが始まっていたが、さらに、宴会についての制限の厳格化、新国民服や結婚礼服の制定、あるいは防空訓練や献鉄運動への動員など、戦時統制がいつそう強まった⁴⁸。

43年1月9日、第1次最高国防会議は行政機構の改編を決定し、行政院に属していた新運会は国民政府の直属となった。また、先述したように社運と振務委員会は統合されて社会福利部となり、民衆指導は社会福利部が担うこととなった。1月13日、新国民運動促進会議の閉会式で、汪は「戦争は長期戦及び総力戦になる」と見通しを述べた。日本が対華新政策を打ち出してきた時期であり、新運会の国民政府直属への格上げは、汪政権の「政治力の強化」を打ち出した対華新政策に対応するものであった。

では、この時期の民心はどうであったのか。対華新政策に関して『大陸新報』紙は中国民衆の厳しい見方を伝えていた。汪側が民心獲得の道具立てとして求めて止まなかった治外法権の撤廃や租界返還などに対しても、「この真意が一向に中国民衆には響いている模様がな」「中国民衆自身の下からの声なり表情なりに力強い返答をききたい」と⁴⁹。実際、対華新政策の始まった43年以降は、戦局がますます日本に不利になる中で、民心は離れていくばかりであった。やはり『大陸新報』紙は、戦争が結局日本の敗北に終わると見ている中国人が少なくない、社会的地位の高い国際情勢にも通じている人物でさえそういう者がいると、きわめて率直に報じている⁵⁰。43年11月、大東亜省委員で衆議院議員の薩摩雄次も中国視察を終えた後の談話で、日華提携に向けて日本側が膨大な金、人、年月を費やした努力にもかかわらず、中国民衆が余りにも無関心である、「率直に疑うことなくこれをうけ容れて貰えないだろうか」と嘆いた⁵¹。新国民運動がもっとも盛んであったとされる43年⁵²、しかも、対華新政策によって民心獲得を図ろうとしたこの時期でさえ、民意暢達には相当の困難に直面していた。

戦局が厳しさを増すとともに、民衆への動員は次第に過重となってくる。戦時下の民衆動員については、前節でみてきた金属回収、献機運動などのほか、

43 年から 44 年にかけて消防・防空演習、交通整理、軍人への慰労、荒地開墾、増産運動、貯蓄運動など、およそ日本の戦時下で見られたような諸施策が展開されてくる。民衆にとっては、次々と新たな負担が増すばかりであった。増産運動にしても、『大陸新報』紙（1944 年 4 月 11 日）も、「新国民運動は既に増産運動の如きも取上げてはいるが、その活動が多分に記念日に於ける示威遊行的なものに傾いていた事実是否定することが出来ない」と評していた⁵³。

一過性の「示威遊行」ではなく民衆に根を張った動員体制を敷くには、やはり民衆を社会の基層から掌握する必要がある。その点、江蘇省の状況を綿密に検証した中国の潘敏の研究は、こう結論づけている。41 年 7 月以後、清郷工作がもっとも昂揚した時期には、清郷地区の江蘇省南部地区の県政府レベルに対しては、汪政権の実効支配力が比較的及んだが、同省中部地区では依然として県政府に対する完全な支配はできなかった。非清郷地区では、県以下の基層社会に対する浸透は順調ではなかった。保甲制は形式的にも不十分にしか機能しなかった、と⁵⁴。そうした状況が、やはり民衆動員工作の浸透を妨げていたといえよう。部落会、町内会、隣保班（隣組）制度などによって社会の末端にまで民衆を動員するシステムが作られ、赤紙一枚で国民を戦場に赴かせることができる日本の状況とは、明らかに異なっていた。華北の新民会からも厳しい視線が向けられていた。43 年頃、新民会は、汪政権が「新国民運動を展開しても、東亜連盟運動を推進しても、何れも思いつきの机上プランに終わらざるを得ない」とみていた⁵⁵。建前上協力関係にある新民会から、「思いつきの机上プラン」という手厳しい批判を受けるほど、汪政権の民衆動員工作は行きづまっていた。

（3）労働者・農民の動員工作

青少年や公務員への工作については、柴田哲雄の研究が示しているとおり、新国民運動の中核部隊として重視された（注 1 の中の『社会システム研究』創刊号・2 号の柴田論文参照）。では、それ以外の一般国民、すなわち労働者や農民、商人らに対しては、新国民運動はどのように関わろうとしたのかについて触れておきたい。43 年 1 月の対米英参戦を機に「職能団体の新国民運動を促進せしむべく」發布された

「職能団体戦時新運実施要綱」はこう記している。

「一、商人は絶対に政府の戦時経済政策を擁護し、機に乗じ物価を騰貴し、或いは物資を〇〇（2 字不明）する可からず。二、産業界は労使双方一体となって生産増加に協力し苛烈なる罷工、怠工等の事象を発生せしむべからず。三、農業界は有者、耕者ともに農産増進に努力するほか農民は迷信を破除し耕地を整理し、荒地を開墾し治水を起し、高度技術を修得するに努むべし。」と⁵⁶。（四、文化界、五、婦女界、六、遊〇界（1 字不明）は省略。七は、消費節約、献金運動への協力など）この要綱は清郷地区についてのものであるが、その「一」～「三」は、それぞれ商業、工業、農業の各職能団体に対する新国民運動の実施基本方針ということになる。だが、ここには商人、労働者、農民への福祉や健康の増進とか、労働条件への配慮とかいうものは皆無である。日本の場合、その戦時体制の強化は、他方で 38 年の国民健康保険法、41 年の労働者年金保険法制定をはじめ、各種の社会政策の推進が一定程度ともなった。しかし、新国民運動は国民各層に義務と負担を求めている、積極的な社会政策が具体化された形跡はほとんど見あたらない。これでは、民心を獲得し戦時体制を強化するといっても、所詮空転していくであろうことは想像に難くない。労働者への「生産増加に協力」を求めた例として、前述したように 42 年 12 月、漢口では 18～45 歳の壮丁について、毎年 1 日の「徴工服務」が義務づけられた。こうした強制的な徴工が各地で逐次実施されていったものと思われる。もっとも、漢口の場合、年に 1 日の徴工であり、その程度のことしか実施できないような運動の浸透度でしかなかったともいえよう。

農村はどうか。先述した 43 年 1 月の新国民運動促進会議では、新国民運動の関係諸機関に対して、「参考」文書が配布された。その中では、農業増産運動が新国民運動の諸工作の一つに書き加えられ、さらに「保甲組織を利用して新国民運動を農村に浸透させる」と記された⁵⁷。この件について、在華重光大使より在華各公館長あて電報は、「参考ノタメ関係各機関ニ回付セラルコトナレル案件」の一つに「保甲制度ヲ利用シ新運ノ普及ト農村ニ深く入ルコトヲ図ル件」なる案件を挙げており⁵⁸、日本側でも注目

していた動きであった。農業増産や、新国民運動の農村浸透などの方針は従来重視されてこなかったことであり、ほとんど青少年や公務員の運動、啓蒙情宣活動に終始してきた新国民運動がようやく農業増産という農業問題を視野に入れ、それを保甲組織を使って実施しようとしていたこと、農村への新国民運動の浸透を図ろうとしていたことがみてとれよう。

しかし、『大陸新報』は43年5月、汪政権の農業、農民政策について、こう指摘する。「農村建設については由来国民党の伝統として、徹底した適切な政策をもつに至らなかった。国民党の弱みは茲にありともされたのである。南京政府また遷都以来三年、農村建設についての詳細具体的な政治経済綱領の開示を聞かない」と⁵⁹。44年になって、ようやく農村青年への訓練にも着手した。この年、「新国民運動農村青年幹部訓練所學員選抜簡章」や、「新国民運動農村青年幹部訓練所綱要」が定められた。それによれば、訓練期間は2ヶ月で、農繁期のことを考慮して前期半月、後期1ヶ月半とした。南京、蕪湖、鎮江、崑山、嘉興、江都に訓練所を設け、この6地区の計30県から人員を選抜するとされた。44年1月1日から45年5月15日までで、総勢3千人を訓練する計画であった。そのためには、各県100人ずつで、さらに県を20の郷鎮に分け各郷鎮ごとに5人ずつ選抜されることとなる。學員の資格は、18歳以上30歳以下、小学校卒業程度とされた。訓練所は、中央青年幹部学校と、新運会の総務局増産処の下に置かれ、思想訓練や軍事常識だけでなく、小麦栽培法などを含む「農業常識」や、技能訓練を含む「農場実習」などの訓練科目も用意されることとなった⁶⁰。これまでほとんど蚊帳の外だった農村青年訓練にようやく着手しようとしたわけである。生産増加、農村の治安安定によって郷村や農民の窮状を解決することなくして民意の獲得などありえないことは、汪政権側にも明らかであったからこそ、農村、農業にも目を向けるようになったといえよう。しかし、時はすでに45年5月のことであった。

結局、新国民運動をはじめとする汪政権下の民衆動員工作は、実質的には公務員や青年を対象とした運動、しかも多くは一過性の運動、政治情宣的活動にほぼ限られていた。総動員体制の根幹をなす徴兵

については言うに及ばず、徴工についてもほとんど手つかずのまま推移した。

おわりに

本稿で検討してきたことは、以下のように整理されよう。第1に、汪政権における民衆工作の指導機関は短期間に目まぐるしく入れ替わった。40年3月の政権樹立後、行政院の中に初め社会部ができたが、行政院の簡素化の要請や政権内の内部抗争などから、41年11月に社会部は廃止され、そこから独立した社会運動指導委員会がそれに代わり、さらに43年1月に、社会福利部へと転変していった。新運会も組織された。指導機関のこうした状況の中で、民衆動員工作は、計画的、効果的な一貫指導ができる条件にはなかった。その上、それらの指導機関が官僚主義に冒され、また、組織のための組織を生む弊害も生じた。多くの組織が錯綜、重層化していった。

第2に、戦時下を実施された勤労働員、宣誓署名、金属供出、献機、国民制服の制定などの具体的な状況を明らかにしてきた。勤労働員は清掃、防空壕・道路の建設などが部分的に行われただけで、しかも学生・公務員中心であった。宣誓署名運動も主に学生・公務員、軍人に頼ったもので、一般国民に広く浸透したとはいえなかった。金属供出にもある種の強制性がともなった。総じて、防空演習なども含め戦時体制にふさわしい一通りの施策を揃えてはみたが、限られた空間と時間の中で実施されたというのが実態であった。一定の体制を整備した重慶や、植民地朝鮮、台湾と比べて表層的な整備に終わった。

第3に、戦時総動員体制に対する民心の様子を考察した。対米開戦後の時期でも、民衆は汪政府や新国民運動に対して冷淡であった。その背景には政権内の官僚の動揺と腐敗があった。43年以降の対華新政策の展開も、民心の政権離れを好転させることはできなかった。青年・公務員以外の労働者・農民層への動員も図ったが、民衆の負担は増しっそう民心の離反をまねいた。徴兵はおろか徴工もほとんど実体化できなかった。基層社会末端の保甲にまで権力が浸透しえなかったことも、その背景にあった。

残された課題も少なくない。民衆動員工作の主軸であった新国民運動の理念の系譜を辿ること、蔣介石側の総動員体制との比較考察、また、汪国民党の組織や活動、さらには汪政権下の保甲制の実態を具体的に明らかにすることなどは、ほとんど手つかずであった。汪政権下の戦時総動員体制の本質に迫るには欠かせない作業である。稿を改めて論じたい。

注

- ¹ 曾支農「汪政権による『淪陷区』社会秩序の再建過程に関する研究—『汪偽政府行政院會議録』の分析を中心として—」（東京大学大学院人文社会系研究科博士後期課程学位論文）、劉傑「汪兆銘政権論」（倉沢愛子ほか『アジア・太平洋戦争 7』岩波書店、2006年）、柴田哲雄「汪精衛南京政府下の東亜連盟運動と新国民運動（1）」『政治経済史学』371号、1997年、同「同（2）」『政治経済史学』372号、1997年、同「汪精衛南京政府下の青年運動—中国青少年団の成立と展開—」『社会システム研究』創刊号、1998年、同「汪精衛南京政府の学校教育政策」『社会システム研究』2号、1999年、小笠原強「汪精衛政権行政院からみた政権の実態について—機構・人事面から—」『専修史学』第38号、2005年、同「汪精衛政権の水利政策—安徽省淮河堤修復工事を事例として—」『中国研究月報』2007年10月号。小林英夫も、小林英夫・林道夫『日中戦争史論』お茶の水書房、2005年の中で新国民運動に論及している（216～219頁）。
- ² 劉傑「汪兆銘政権の樹立と日本の対中政策構想」早稲田大学社会科学学会『早稲田人文自然科学研究』第50号。堀内の講演は、外交協会第395回例会の席上での「新中央政府と日支関係」と題するもの（日本外交協会編『新中央政府と日支関係』1940年5月）。
- ³ 「参戦その後の南京を見る（三）」『大陸新報』1943年2月19日。
- ⁴ 「新国民政府の対内外諸政策」興亜団体聯合会編『興亜』第1巻6号、1940年、79頁。
- ⁵ 「輝しき大民会」、『東亜聯盟』1941年2月号、121頁。原載は『上海毎日新聞』1940年12月18日。
- ⁶ 「国府 民間団体を統合」『大陸新報』1942年1月11日号、及び「市政府と租界の民衆団体を統合」『同』1942年1月13日。

- ⁷ 蔡徳金編『周仏海日記』吉川弘文館、1992年、1941年8月16日の条の注より。
- ⁸ 嵯隆司『国民政府要覧』新武漢社、1942年、108～109頁。及び、「国民政府一年來の業績」興亜院政務部『情報』63号、1942年4月、59頁。
- ⁹ 在上海大日本帝国大使館編『新国民運動綜観』1943年、87頁。
- ¹⁰ 「国民政府一年來の業績」興亜院政務部『情報』63号、1942年4月、59頁。
- ¹¹ 「国府の地方建設を視る」『大陸新報』1942年3月29日。
- ¹² 「国民政府を環る諸問題」『大陸新報』1942年12月22日。
- ¹³ 「参戦その後の南京を視る（四）」『大陸新報』1943年2月20日。
- ¹⁴ 「自衛力と生産の拡大」『大陸新報』1944年3月6日。
- ¹⁵ 「社論 新国民運動発展のために」『大陸新報』1944年4月11日。
- ¹⁶ 行政機構の変遷やその意味については、注1の中の小笠原強論文参照のこと。
- ¹⁷ 興亜院政務部「国民政府強化具現ニ関スル件」（1941年6月6日）の中の「国民政府育成強化ニ関スル件」（同5月12日）外務省外交史料館資料『国民政府主席汪兆銘来朝關係一件』。
- ¹⁸ 「国府機構の能率化」『大陸新報』1944年5月1日。
- ¹⁹ 「推行社会福利事業 着重於積極方面」『中華日報』1943年12月1日。
- ²⁰ 「漢口特別市新国民運動徴工服務弁法」第2条、中国第二歴史档案館 2003-5737『漢市府新国民運動徴工服務弁法』。
- ²¹ 「推行国民義務労働 首都定為実験区」『民国日報』1943年11月17日、「京市国民義務労働団籌備竣事將成立」『同』1944年2月6日、「国民義務労働第一区隊 举行街頭掃除」『同』1944年4月16日。
- ²² 「国民の勞務總動員」『大陸新報』1944年3月30日。
- ²³ 「推進国民義務労働 社福部報告京滬實施情況」『大陸新報』1944年5月31日。
- ²⁴ 「新国民運動第一期青年組織訓練計画大綱草案」、外務省外交史料館資料『大東亜戦争關係一件 各国ノ態度 中華民國（国民政府）』。

- ²⁵ 「各級学校学生應励行 課外活動労働服務」『民国日報』1943年9月24日。
- ²⁶ 「中国学徒も増産挺身」『大陸新報』1944年2月23日。
- ²⁷ 吉田裕『アジア・太平洋戦争』岩波書店、2007年、111～113頁。
- ²⁸ 段瑞聰「蔣介石の国家建設理念と新生活運動」慶應義塾大学『法学研究』第75巻1号、2002年、263頁。
- ²⁹ 東亜研究所『重慶政權の政情』1942年、93～98頁。
- ³⁰ 笹川裕史・奥村哲『銃後の中国社会』岩波書店、2007年、72～83頁。
- ³¹ 上海市档案馆資料R1-18-1711「新国民運動万衆簽誓弁法」。
- ³² 「実践新国民運動」『中華日報』1942年3月6日。
- ³³ 「首都舉行新運簽誓」『中華日報』1942年3月13日。
- ³⁴ 武克全主編『抗日戦争大辞典』学林出版社、2005年、426頁。
- ³⁵ 前掲「新国民運動万衆簽誓弁法」。
- ³⁶ 前掲柴田哲雄「汪精衛南京政府下の東亜聯盟運動と新国民運動」『政治経済史学』371号、53頁。
- ³⁷ 在杭州田中繁三領事より東郷外相宛「浙江省ニ於ケル新国民運動ノ進展状況ニ関スル件」（1942年8月15日）、外務省外交史料館資料『大東亜戦争関係一件 各国ノ態度 中華民國（国民政府）2新国民運動関係』。
- ³⁸ 経盛鴻『南京沦陷八年史』上冊、社会科学文献出版社、2005年、318頁。
- ³⁹ 「新運會積極促進 收集廢金屬運動」『中華日報』1944年4月6日。
- ⁴⁰ 「戸毎に供出証」『大陸新報』1944年5月5日。
- ⁴¹ 「国府の参戦と清郷工作」、『東亜』第16巻5号、1943年、23頁。
- ⁴² 第二歴史档案馆資料2002-382「国民政府頒布“国民制服條例及図式案”」。
- ⁴³ 戴英夫「汪精衛新国民運動の内幕」中国人民政治協商會議江蘇省委員会文史資料委員會編『汪偽政權内幕』江蘇文史資料編輯部、1989年、273頁。
- ⁴⁴ 「上海市民防空指導要綱」『大陸新報』1942年8月7日。
- ⁴⁵ 「保甲制を活用」『大陸新報』1942年8月7日。
- ⁴⁶ 在上海日本大使館中支警務部「新国民運動（第一

- 報）、外務省外交史料館資料『大東亜戦争関係一件 情報蒐集関係 上海情報』第2巻。
- ⁴⁷ 「中立分子と新政策の実践」『大陸新報』1943年5月8日。
- ⁴⁸ 余子道他編『汪偽政權全史』下巻、上海人民出版社、2006年、1136頁。
- ⁴⁹ 「結論を急ぐな」『大陸新報』1943年7月24日。
- ⁵⁰ 「中国友人に告ぐ」『大陸新報』1943年10月11日。
- ⁵¹ 「日華人の提携には疑念を一掃せよ」『大陸新報』1943年11月24日。
- ⁵² 武克全主編『抗日戦争大辞典』学林出版社、2005年、427頁、及び 前掲戴英夫「汪精衛新国民運動の内幕」『汪偽政權内幕』273頁。
- ⁵³ 『大陸新報』1944年4月11日「社論 新国民運動 発展のために」。
- ⁵⁴ 潘敏『江蘇日偽基層政權研究（1937－1945）』上海人民出版社、2006年、9頁、89頁。
- ⁵⁵ 新民会中央總會顧問部編『新民会ノ本質ト会国家体制』1943年、114頁。
- ⁵⁶ 「盛り上がる清郷地区の新国民運動」『大陸新報』1943年4月29日。
- ⁵⁷ 「適応戦時体制」『民国日報』1943年1月14日、及び「新運促進會議議決要点公布」『同』1月15日。
- ⁵⁸ 「新国民運動促進會議ノ組織規定及議案並汪委員長訓示及〇〇（2字不明）等報告ノ件」（1943年1月25日）、外務省外交史料館資料『支那中央政況関係 雜纂』。
- ⁵⁹ 「党部強化と郷村建設」『大陸新報』1943年5月4日。
- ⁶⁰ 「新国民運動促進委員會關於新国民運動農村青年幹部訓練所規程与學員送報簡章」、南京市档案馆資料1002－11－119『南京特別市糧食局』。

(Received: May 31, 2008)

(Issued in internet Edition: July 1, 2008)